解散公告（第二回）

常葉町土地改良区は、平成二十年四月二十三日に解散し、左記住所において清算事務を行っていることから、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

福島県田村市常葉町常葉字町裏一番地
清算法人常葉町土地改良区
清算人代表　村上　英治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

千葉市中央区本町三丁目二番一九号ジュネス本町六〇一
特定非営利活動法人家庭共育研究所よくなるクラブ
清算人　田中由紀子
清算人　橘川のり子
清算人　井上美知子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月二十八日開催の理事会、評議員会の決議並びに東京都知事の許可を経て、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

東京都中野区中央四丁目一八番三号
財団法人橋場公会堂
代表清算人　若林　福蔵

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日主務官庁の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

東京都新宿区新宿六丁目一四番一号
財団法人新宿文化・国際交流財団
代表清算人　酒井　敏男

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月三十一日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

東京都千代田区富士見二丁目五番三号
富士見二丁目北部地区市街地再開発組合
清算人　岡山　裕明
清算人　葛和　正道
清算人　小谷　嘉明
清算人　逆井　耕一

解散公告（第二回）

当社は、平成十一年十二月十五日に破産宣告を受け解散致しましたが、破産手続終結後に当該破産財団から放棄された資産から弁済に供しうる財産が生じたため、平成二十二年三月十二日に東京地方裁判所より当職が清算人に選任されました。

つきましては、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

東京都中央区日本橋本町二丁目四番五号黒田ビル
株式会社日本音光
東京都港区虎ノ門二丁目三番二二号第一秋山ビルディング六階ひかり総合法律事務所
清算人　藤原　宏高

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

横浜市鶴見区下末吉一丁目三一番二〇号
特定非営利活動法人かながわ人権・福祉フォーラム
清算人　金子　修

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月三十日開催の社員総会の決議により、平成二十二年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

長野県長野市大字鶴賀緑町一五九六番地
医療法人博愛会
清算人　高木　清

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年四月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

京都府与謝郡与謝野町字三河内小字梅谷二八番地
財団法人コミュニティ野田川
代表清算人　吉岡　清行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月十三日開催の第十回理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載第一回（平成二十二年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

鳥取県鳥取市南吉方一丁目九八番地三
財団法人初動負荷トレーニング研究財団
B．M．L．T　Foundation of Research
代表清算人　小山　裕史

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月一日当法人の存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

島根県出雲市塩冶神前二丁目七番一〇号
財団法人島根大学医学教育研究振興財団
代表清算人　二瀬蔵一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月二十四日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

山口県山口市鋳銭司二三六四番地六
財団法人山口県聴覚障害児教育振興会
代表清算人　三輪研一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月二十七日鹿児島県知事の設立の認証の取消しにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

鹿児島市皇徳寺台五丁目三一番五号
特定非営利活動法人スポーツＤＯ
清算人　三角　清一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月十二日帯広市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十八日

北海道帯広市西一七条南五丁目一番地七
帯広市緑商第三土地区画整理組合
代表清算人　齊藤　紀男